

第65回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月23日(水曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

プラザ・アペア 2階「オリジア」
東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申し上げます。また、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

目次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	5
● 第1号議案 剰余金の処分の件	5
● 第2号議案 取締役1名選任の件	6
● 第3号議案 監査役1名選任の件	7
● 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	8
● 第5号議案 取締役賞与支給の件	9
● 第6号議案 故取締役多田隈豊氏に対する 弔慰金贈呈の件	9
● 事業報告	10
● 連結計算書類	33
● 計算書類	35
● 監査報告書	37

富士ダイス株式会社
証券コード : 6167

証券コード 6167
2021年6月3日

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目17番10号
富士ダイス株式会社
代表取締役会長 西 嶋 守 男

第65回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の『株主総会参考書類』をご検討のうえ、『議決権行使についてのご案内』に従って、2021年6月22日（火曜日）午後5時までにご議決権をご行使くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月23日（水曜日）午前10時 [午前9時受付開始]
2. 場 所	東京都大田区西蒲田八丁目3番5号 プラザ・アペア 2階 「オリジア」

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第65期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第65期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第6号議案 | 故取締役多田隈豊氏に対する弔慰金贈呈の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujidie.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- ◎本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujidie.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

本総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

- ・株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申し上げます。特に高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、咳や熱などで体調のすぐれない方は、極力、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をご活用ください。事前の議決権行使方法の詳細につきましては、本ご通知『議決権行使についてのご案内』をご参照ください。

2. ご来場される株主様へのお願い

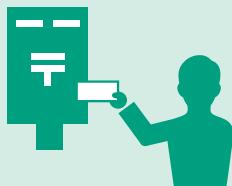
- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ・受付付近にて検温をさせていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場では、感染拡大防止に向けた対応として座席間隔を広く確保するため、座席数が例年より大幅に減少いたします。十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、又はご入場いただけない場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調に問題ないことを確認したうえで参加し、マスク着用にて対応いたします。

今後の流行状況により、上記内容を含め、本株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujidie.co.jp>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等による議決権行使



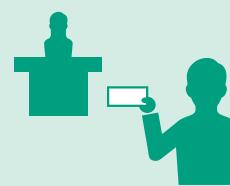
次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時00分）

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

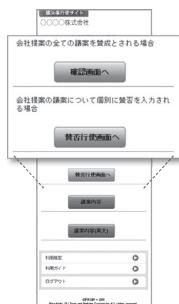
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



お手持のスマートフォンにて、同封の議決権行使書紙副票 (右側) に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行使する場合もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

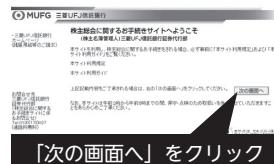
① ご注意

- ・ 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金、通信料金等) は、株主様のご負担となります。

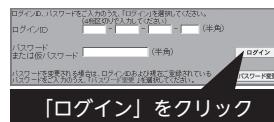
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書紙の副票 (右側) に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード (確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

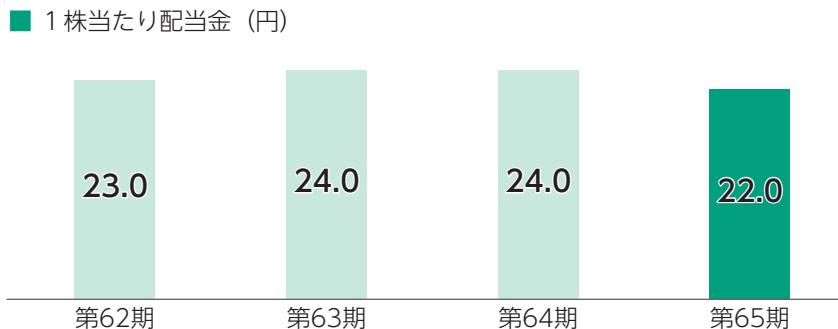
期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様のご期待にお応えするため、安定的かつ積極的な利益還元に取り組むことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況、業績及び配当性向等を総合的に勘案したうえで、次のとおりとさせていただきます。ご了承ください。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 22円 総額 435,620,438円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月24日

配当金推移



第2号議案

取締役1名選任の件

取締役多田隈豊氏は2021年3月31日に逝去により退任されました。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
ま わたり かず ゆき 馬 渡 和 幸 （1967年12月31日生） 新任	1990年4月 当社入社 2013年11月 当社西日本事業部岡山製造所副製造所長 兼合金課長 2016年10月 当社生産本部生産管理統括センター 岡山製造所長兼検査課長 2019年7月 当社生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長 2021年5月 当社生産本部長 兼生産管理統括センター長（現任） （現在 当社執行役員 生産本部長兼生産管理統括センター長）	16,289株

取締役候補者とした理由

当社に入社以来、長年に亘り生産業務に携わる一方、研究開発や企画業務にも従事し、幅広い経験をもとに豊富な知識を有しており、企業価値の持続的向上に適任であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者馬渡和幸氏の所有する当社株式は、富士ダイス社員持株会を通じての保有分を含んでおります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、富士ダイス社員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）について填補することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、保険料は全額会社が負担しております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役大森実氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者1名は辞任される監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
うち だ い ち ろ う 内 田 伊知郎 (1954年3月26日生) 新任	1976年4月 農林中央金庫入庫 2005年6月 協同クレジットサービス(株)取締役 2008年6月 三菱UFJニコス(株)執行役員 2010年6月 小野田化学工業(株)常勤監査役 2015年11月 公益社団法人日本監査役協会理事 2016年7月 (株)ヒューテックノオリン入社 2020年4月 トラベルブック(株)入社 2020年5月 同社常勤監査役（現任）	— 株
社外監査役候補者とした理由 内田伊知郎氏は、金融機関での業務経験、取締役及び監査役として豊富な経験と高い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田伊知郎氏は社外監査役候補者であります。
3. 内田伊知郎氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は内田伊知郎氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）について填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、保険料は全額会社が負担しております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 内田伊知郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
おおもりみのる 大森実 (1949年2月5日生)	1971年4月 伊藤忠商事(株)入社 2002年6月 (株)アイ・ロジスティクス (現伊藤忠ロジスティクス(株)) 取締役(財務・経理・事業・審査担当) 2007年6月 同社監査役 2013年1月 大森経営コンサルタント開業 2014年6月 当社監査役(現任)	— 株

補欠社外監査役候補者とした理由

大森実氏は、(株)アイ・ロジスティクスにおいて取締役、監査役を務められ、また当社監査役を務められた経験があり、豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大森実氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大森実氏は、2014年6月から現在まで当社の社外監査役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年であります。
4. 大森実氏が監査役に就任した場合、当社は大森実氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害(但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)について填補することとしております。大森実氏が監査役に就任した場合は、被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 大森実氏が監査役として就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役6名（2021年3月31日に逝去のため退任した取締役1名を含む）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額12,000,000円を支給することといたしたいと存じます。本取締役賞与は、各取締役の基本報酬の概ね1/3を基準として業績等を勘案して決定する旨の方針に基づき算定しており、各取締役に対する支給金額は取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は、事業報告4.(3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第6号議案

故取締役多田隈豊氏に対する弔慰金贈呈の件

2021年3月31日に逝去されました故取締役多田隈豊氏に対し、在任中の功労に報いるため、ご遺族に対して、金10,000,000円の弔慰金を贈呈いたしたいと存じます。なお、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

弔慰金の贈呈を相当とする理由は、長年にわたり取締役として当社の業績向上及び企業価値向上に尽力したためであります。なお、当該弔慰金の内容につきましては、当社の役員特別弔慰金に関する規程に基づいております。

故取締役多田隈豊氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
た だ く ま 多田隈 ゆたか 豊	2015年6月 取締役生産本部副本部長 2018年10月 取締役生産本部長 2021年3月 逝去

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気が大きく落ち込みました。2020年5月に第1回目の緊急事態宣言が解除され、経済活動の再開に伴い個人消費や生産に持ち直しの動きがみられたものの、第2波、第3波と新型コロナウイルスの感染者数が再び増加し、2度目の緊急事態宣言が発令されるなど、景気の先行きは予断を許さない状況が続きました。

超硬工具業界におきましては、上記のような経済の状況において、業界全体の出荷額は2,943億円（対前年度比526億円減・15.2%減）と2019年度を下回りました。また、当社製品の主な市場であります超硬耐摩耗工具の出荷額においても、312億円（対前年度比70億円減・18.3%減）と2019年度を下回りました。

こうした状況のなか、当社グループは「挑戦」を年度方針に掲げ、高品質・低コスト・短納期・充実したサービスの向上に努めてまいりました。また、2018年度（2019年3月期）から、3カ年を対象期間とした中期経営計画を策定しており、中期経営計画の3年目となる2020年度（2021年3月期）も、更なる企業価値の向上に向けて、1. 成長力・収益力の強化、2. 顧客ニーズの変化への柔軟な対応、3. 海外展開、4. 新製品開発、新技術開発の諸施策に取り組んでまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業員によるお客様への訪問自粛や展示会等の中止により、十分な営業活動を行えない厳しい状況が続きました。

超硬製工具類では、溝付ロールや粉碎工具の販売が引き続き堅調に推移しました。一方、市況の変化等により超高压発生用工具及び熱間圧延ロール、混練工具の販売が低調となり、売上高は3,926百万円（前連結会計年度比21.7%減）となりました。

超硬製金型類では、光学素子成形用金型の販売が前年度特需の反動減で低調に推移しました。また、自動車部品生産用金型の販売については、一部次世代自動車向け製品の取り込みがあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な自動車需要の落ち込みに伴う自動車関連の市況悪化の影響を受け低調となり、売上高は3,404百万円（前連結会計年度比24.6%減）となりました。

その他の超硬製品では、海外での半導体関連需要の拡大による超硬金型素材の販売増加や電池金型用素材の拡販、レンズ金型の販売が堅調に推移したものの、自動車部品生産用金型の超硬金型素材向け販売が低調となり、売上高は3,468百万円（前連結会計年度比10.0%減）となりました。

超硬以外の製品では、KF2製の混練工具の販売が増加したものの、引抜鋼管及び鋼製やセラミックス製の自動車部品生産用金型の販売が低調となり、売上高は3,447百万円（前連結会計年度比14.8%減）となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は14,247百万円（前連結会計年度比18.2%減）となりました。利益につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等で売上高が減少したことにより、営業利益は96百万円（前連結会計年度比89.0%減）、経常利益は300百万円（前連結会計年度比70.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、特別利益として災害保険金収入375百万円を計上したことにより、468百万円（前連結会計年度比25.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、321百万円であります。

その主なものは当社における生産設備の増強、老朽代替であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「事業を通じて広く社会に貢献し、幸せな人を育てる」「人間尊重、人間中心の経営」を企業理念とし、広く産業とくらしを支え、社会に貢献できる人、そして、自分を必要としてくれる社会に対して感謝の気持ちを持つことができる人、そういう幸せな人を育て、真に人間が働く喜びを味わえる企業経営を行うことを、経営の基本方針としております。

②目標とする経営指標

当社グループは、安定的な成長を目指すため収益性を意識した経営が重要との観点から「売上高経常利益率」を重視しており、また資本効率を高め企業価値の向上を図る観点から「ROE(自己資本当期純利益率)」を重視しております。

③中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、個人消費の低迷や経済活動の停滞等、極めて厳しい状況で推移しました。景気の先行きにつきましては、各国におけるワクチン接種の開始や財政支援などによる世界経済の回復を受けて、わが国経済も持ち直していくことが期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスクや米中貿易摩擦の長期化等、依然として不透明な状況が続いております。

中長期的には、当社グループの主要顧客が関連する自動車産業において、CASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）に代表される次世代自動車の研究開発や業界再編の流れはますます加速することが予測され、当社グループとしてもその変化への対応が強く求められます。

また5G（次世代通信規格）の本格普及やデータセンターへの投資増加、IoTの進展等を背景に、当社グループが関連する半導体等の市場は世界的に拡大していくものと考えられます。

日本を取り巻く環境としては少子高齢化・人口減少による市場縮小や人材確保の競争激化、コロナ禍を契機とした事業構造の変化、デジタル化の一層の推進、働き方改革の浸透など様々な変化が予測されております。

またSDGsに代表される持続可能な社会形成の重要性が増しており、社会課題の解決を目的とした事業活動や地域社会との共生なども重要な課題であると認識しております。

このような環境のもと2021年度（2022年3月期）からの3カ年を対象期間とした新中期経営計画を策定いたしました。新中期経営計画期間である2021年度から2023年度はコロナ禍からの回復及びコロナ禍後の成長のための助走期間と位置づけ、1. 生産性向上・業務効率化、2. 次世代自動車への対応・拡販、3. 新成長エンジンの創出、4. 海外事業の強化を対処すべき課題とし、以下の諸施策に取り組んでまいります。

1.生産性向上・業務効率化

わが国経済は先行き不透明感が強く、また変化の激しい事業環境になることが想定されます。このような状況のなか、より筋肉質で環境変化に対応できる企業を目指し、コンサルタントを活用した生産効率改善活動の実施やITを活用した営業手法の導入、基幹システムの刷新等による生産性向上、業務効率化に取り組むとともに、生産拠点の見直しによる拠点再編の検討等を行い、コロナ禍後における勢いのある事業成長の実現を目指してまいります。

人事面におきましては人材の育成・確保のため、リモートワークへの取り組みをはじめ、多様な働き方が選択できる制度の充実に努めます。また自らがなすべきことを考え、その実現に向け貢献意識を持ちチームとして働くことができる自立型人材の育成を目指し、全社横断的な教育体系の整備・人事ローテーションといった社員が成長し挑戦できる機会を創出してまいります。

2.次世代自動車への対応・拡販

当社グループの主要顧客が関連する自動車産業は100年に一度といわれる大変革期を迎えております。自動車の生産台数は中長期的に世界規模で増加していくことが予測されておりますが、環境規制の強化などを受けて電動化の流れが加速し、内燃機関を搭載しない自動車の割合が徐々に増加して行くことが予測されます。

このような状況のなか、モーター関連製品、電池関連製品等の拡販に向けて販売・生産・研究開発部門の三位一体となった取り組みや積極的な試作品の投入等を行い、市場動向に即したソリューションビジネスの実現を通じて顧客の主要サプライヤーとしての地位を確立してまいります。

3.新成長エンジンの創出

当社グループは持続的成長のため、成長エンジンとなる次世代新製品・新事業の育成・深耕が必要不可欠と考えております。このため市場ニーズを先取りした高付加価値製品の開発を目指し、徹底的なマーケティングや迅速な製品開発、大学や外部研究機関、取引先開発部門との共同開発などにより顧客の新たな価値創造につながるソリューションを提供してまいります。また、M&A、業務提携等についても、積極的に検討してまいります。

4.海外事業の強化

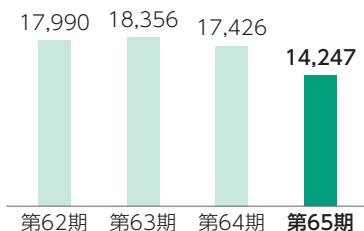
海外事業については、アジア地域を中心とした海外売上高の拡大を最優先事項と考えております。特に市況が回復し、堅調に成長を続ける中国を最重点地域と考え、販売拠点におけるローカル人材の育成、オンラインを活用した販売活動や販売拠点の拡大等による売上高の拡大を目指します。アセアン地域につきましては海外製造拠点における生産性向上、技術・技能の向上による競争力の向上等により売上高の拡大を目指します。

また海外拠点につきましては経営安定化を目指し管理機能の充実に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

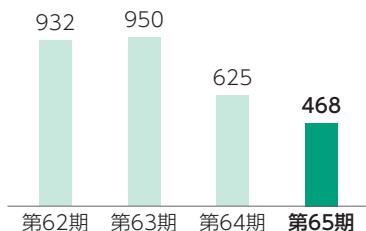
売上高 (単位：百万円)



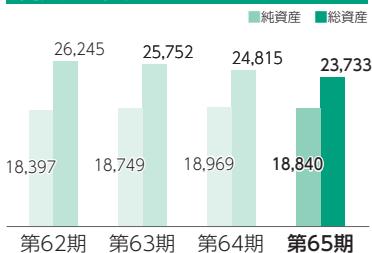
経常利益 (単位：百万円)



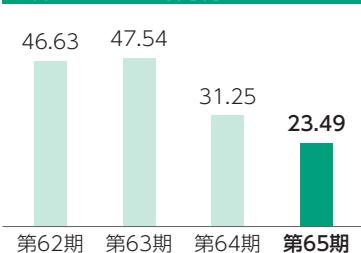
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



純資産/総資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分		第62期 2018年3月期	第63期 2019年3月期	第64期 2020年3月期	第65期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高	(百万円)	17,990	18,356	17,426	14,247
経常利益	(百万円)	1,473	1,348	1,008	300
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	932	950	625	468
1株当たり当期純利益	(円)	46.63	47.54	31.25	23.49
純資産	(百万円)	18,397	18,749	18,969	18,840
総資産	(百万円)	26,245	25,752	24,815	23,733
1株当たり純資産額	(円)	919.90	937.46	948.46	951.48

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第63期より『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を適用しており、第62期の数値については、遡及適用した数値で表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分		第62期 2018年3月期	第63期 2019年3月期	第64期 2020年3月期	第65期 (当事業年度) 2021年3月期
売上高	(百万円)	15,962	16,315	15,708	12,763
経常利益	(百万円)	1,315	1,456	991	543
当期純利益	(百万円)	641	1,161	634	731
1株当たり当期純利益	(円)	32.06	58.05	31.73	36.65
純資産	(百万円)	16,961	17,609	17,728	17,924
総資産	(百万円)	23,976	23,952	23,102	22,469
1株当たり純資産額	(円)	848.05	880.45	886.43	905.23

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
新和ダイス株式会社	山梨県 甲州市	10百万円	100%	耐摩耗工具等の製造
富士シャフト株式会社	福島県 二本松市	20百万円	100%	引抜鋼管の製造販売
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国 チョンブリ県	145百万THB	100%	耐摩耗工具等の製造販売
富士模具貿易(上海)有限公司	中国 上海市	3百万元	100%	耐摩耗工具等の販売
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国 西ジャワ州	53,645百万IDR	100%	耐摩耗工具等の製造販売
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 ハリヤーナー州	90百万INR	100%	耐摩耗工具等の販売
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア ペナン州	1百万MYR	100%	耐摩耗工具等の販売

(注) 1. 議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計であります。
2. FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITEDはインド共和国の経済環境、当社顧客の動向を鑑み、2016年8月から事業を休眠しております。今後につきましては当社において市場調査、拡販を行い、事業再開を予定しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、超硬耐摩耗工具製造販売を主要な事業内容としております。

主要な製品と具体的な用途例は以下のとおりであります。

製品区分	主要製品	具体的な用途例
超硬製工具類	ダイス、プラグ	線材、パイプの生産用工具
	溝付プラグ	熱交換器用パイプの生産用工具
	熱間圧延ロール	建材、鉄鋼素材の生産用工具
	冷間フォーミングロール	建材、パイプの生産用工具
	超高压発生用工具	人工ダイヤモンド・cBN等の生産用工具
	混練工具	半導体用樹脂・セラミックス等の生産用工具
	刃物類	鋼板、フィルム、箔などを切断する刃物
超硬製金型類	自動車部品生産用金型	エンジン・駆動系・操舵系・安全装置部品の生産用金型
	製缶金型	飲料缶、食用缶の生産用金型
	電池関連金型	電池ケース、電池部材の生産用金型、車載電池用金型
	光学素子成形用金型	ガラスレンズの生産用金型
	粉末成形用金型	磁石、焼結部品の生産用金型
	半導体・電子部品用金型	封止材生産用金型
その他の超硬製品	各種部品	ガイドレール、シールリング等、各種装置部品
	超硬合金チップ	各種金型・工具、刃物の素材
超硬以外の製品	鋼製品	飲料缶、エンジン部品等の生産用金型
	セラミックス製品	機械工具、治工具
	FHR製品	放熱用部材、鋳造用部材
	KF2製品	半導体用樹脂等の生産用工具、治工具
	銅タングステン合金	放電加工用電極
	電着砥石	硬質脆性材料の加工用砥石
	固体潤滑複合材料（NFメタル）	真空蒸着装置用軸受、特殊環境用軸受
	引抜鋼管	ベアリング、自転車部品の部材

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 大 田 区	名 古 屋 工 場	愛 知 県 名 古 屋 市 緑 区
郡 山 製 造 所	福 島 県 郡 山 市	大 阪 工 場	大 阪 府 吹 田 市
秦 野 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	岡 山 製 造 所	岡 山 県 倉 敷 市
秦 野 第 二 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	熊 本 製 造 所	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町

②子会社

会 社 名	所 在 地
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市
富士シャフト株式会社	福島県二本松市
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チョンブリ県
富士模具貿易（上海）有限公司	中国上海市
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア国ペナン州

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,139 名	16 名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
901 名	14 名減	42.6 歳	19.8 年

(注) 上記従業員数には、パートを含み、役員及び子会社への出向者等は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

20,000,000株（自己株式199,071株を含む）

(3) 当期末株主数

3,233名

(4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持株比率
富士ダイス社員持株会	3,160,743株	16.0%
新庄 美智子	1,815,300株	9.2%
矢作 玲子	1,680,800株	8.5%
KP株式会社	1,630,300株	8.2%
株式会社CS企画	1,576,300株	8.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	612,500株	3.1%
新庄 敦子	590,000株	3.0%
株式会社シルバーロイ	550,000株	2.8%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	307,200株	1.6%
新庄 由美子	300,000株	1.5%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	西嶋守男	
取締役副社長	久保井恒之	
常務取締役	春田善和	業務本部長
取締役	多田隈豊	生産本部長
取締役	津田雅宣	営業本部長
取締役	篠宮護	技術開発本部長
取締役	本多實	
取締役	澤井英久	新四谷法律事務所代表、国立大学法人電気通信大学客員教授、株式会社アイセイ薬局社外監査役
常勤監査役	宮川弘	
監査役	岸田一男	
監査役	大森実	

- (注) 1. 取締役 本多實氏及び取締役 澤井英久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 岸田一男氏及び監査役 大森実氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 岸田一男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 本多實氏、取締役 澤井英久氏、監査役 岸田一男氏及び監査役 大森実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役千葉理彦氏及び取締役渡邊祥司氏は、2020年6月23日付で任期満了により退任いたしました。
6. 2020年6月23日開催の第64回定時株主総会において、津田雅宣氏及び篠宮護氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 取締役多田隈豊氏は、2021年3月31日に逝去し、同日付で取締役を退任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

8. 当事業年度中における取締役の担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
篠宮護	取締役技術開発本部長 兼開発センター長 兼製品開発部長	取締役 技術開発本部長	2020年7月1日
久保井恒之	常務取締役 営業本部長	取締役副社長	2020年11月1日
津田雅宣	取締役 営業本部副本部長 兼海外事業管理部長	取締役 営業本部長	2020年11月1日

9. 当事業年度末日後における取締役の担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
西嶋守男	代表取締役社長	代表取締役会長	2021年4月1日
久保井恒之	取締役副社長	代表取締役社長	2021年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員及び監査役の全員との間で会社法第427条第1項に基づき、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。

1.当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を含む取締役の報酬制度及び報酬水準については、決定プロセスの客観性・公正性を確保する観点から事前に取締役会の諮問機関として2019年12月に設置した指名・報酬委員会(取締役3名（うち2名は社外取締役）により構成、委員長は社外取締役)において、外部機関による役員報酬調査データにより当社と企業規模が類似する会社の水準等を確認したうえで審議し、取締役会の決議により決定しております。

2.取締役の報酬の構成

取締役の報酬は、毎月定額で支払われる「基本報酬」と、単年度業績連動報酬である「賞与」により構成しております（なお、いずれも金銭報酬となります。）。但し、社外取締役には、業務執行の監督における主導的な役割を期待し、独立性を確保する観点から、「基本報酬」のみとし、賞与は支給しないこととしております。

3.基本報酬の決定基準

各取締役の「基本報酬」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定しております。

4.賞与の決定基準

各取締役の「賞与」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1/3を基準として業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し、10%～150%の範囲内で支給することとしております。

5.各取締役の報酬額決定プロセス

各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に委任するものとしております。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定することとしております。

6.当事業年度に係る個人別の報酬等の内容について

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲で、「基本報酬」のみとして監査役における協議により決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額については、基本報酬に関して、2015年6月26日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該上記基本報酬に関する決議に加え、対象事業年度の業績等に基づいて設定される取締役賞与の総額を、対象事業年度に係る定時株主総会にて決議いただくこととしております。直近の決議としては、2020年6月23日開催の第64回定時株主総会において、第64期に関する取締役賞与の総額を15百万円（社外取締役は支給対象外）とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第62回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月23日開催の取締役会にて代表取締役社長西嶋守男に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	139	127	12	—	8
監査役 (社外監査役を除く)	15	15	—	—	1
社外取締役	16	16	—	—	2
社外監査役	14	14	—	—	2

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2020年6月23日開催の第64回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・第65回定時株主総会において決議予定の取締役賞与12百万円
3. 上記のほか、当事業年度において受け又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額は、次のとおりであります。
・第65回定時株主総会において決議予定の退任取締役1名に対する甲慰金10百万円
4. 当社は2015年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、第59回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し0百万円の退職慰労金を支給しております。

⑥業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高め、企業価値の持続的向上を図るため、取締役（社外取締役を除く）に対して、業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等の算定の基礎となる業績指標としては、当社の総合的な収益力の向上に対し責任を負うべきという観点から「連結経常利益」を選定しております。

また、業績連動報酬等の算定方法としては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1/3を基準として、業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し10%～150%の範囲内で支給することとしております。

当事業年度を含む「連結経常利益」の推移は、1. (5)財産及び損益の状況に記載のとおりです。

⑦非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は支給していません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職及び当社と当該法人等との関係

取締役 澤井英久氏は新四谷法律事務所代表、国立大学法人電気通信大学客員教授及び株式会社アイセイ薬局の社外監査役を兼任しておりますが、これらの兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	本 多 實	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。長年にわたり企業経営に携わられた経験と知見から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めており、活発な審議に参画しております。
取 締 役	澤 井 英 久	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員長を務めており、主導的な役割を果たしております。
監 査 役	岸 田 一 男	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、指名・報酬委員会のオブザーバーを務めており、監査体制の強化を推進しております。
監 査 役	大 森 実	当事業年度に開催された取締役会16回中14回、監査役会14回中12回に出席いたしました。上場会社の取締役、監査役として経営の経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、指名・報酬委員会のオブザーバーを務めており、監査体制の強化を推進しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当であると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、次の取組みを行う。

- ①経営理念に基づく行動規範を策定し、日々の教育研修を通じて、社員全員への浸透を図る。
- ②『コンプライアンス規程』を制定し、役員、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を目的として、コンプライアンス委員会を設置、運用する。
- ③社内外に通報窓口を有する内部通報制度を整備、活用し、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防止する。
- ④『反社会的勢力への対応規程』等を制定し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを明確にするとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署の設置や、警察等の外部機関との協力体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、次の取組みを行う。

- ①取締役会、経営会議等の議事録並びに稟議書、報告書その他取締役の職務の執行に係る重要な書類（電磁的記録含む）について、関連資料とともに法令及び社内規程に従って保管し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、適切なリスク管理体制の整備のため、次の取組みを行う。

- ①『リスクマネジメント基本規程』に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、各種事業リスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応策を整備する。
- ②実際に企業の存続を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに設置し、関係者の招集を行い、組織的・集中的かつ的確に対応することによって、被害の最小化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、次の取組みを行う。

- ①組織の構成と各組織の職務権限及び職務分掌を定めた『業務規程』を策定する。
- ②経営会議を設置し、重要案件について、取締役、執行役員及び関連部門長が事前の審議を行うことにより、適切かつ迅速な意思決定を促進する。
- ③中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具体化するため、毎事業年度の事業計画を策定する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループが適正な事業運営を行い、グループとして成長、発展し続けるため、次の取組みを行う。

- ①経営理念やコンプライアンス意識を、グループ全体に浸透させ、共有する。
- ②当社グループ共通の中長期の方針をもとに、各社で中期経営計画、事業計画等の重要事項の策定を行い、当社の取締役会において承認するとともに、事業計画の実施状況等を取締役に報告する。
- ③当社グループにおける、ITへの利用に係る方針及び手続きを適切に定める。
- ④『子会社管理規程』を策定し、子会社の経営管理等を行う。
- ⑤監査役や、内部監査部門は、必要に応じてグループ会社を監査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合について、次の取組みを行う。

- ①監査役は、職務執行において必要に応じて内部監査部門の使用人に補助を求めることができることとし、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して行う。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、取締役と監査役が協議を行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、監査役への報告に関する体制について、次の取組みを行う。

- ①取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ②取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ③監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
- ④監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めたときは、再監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ⑤監査役に①又は②の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、次の取組みを行う。

- ①監査役は、取締役会その他、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ②監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類について、いつでも閲覧することができる。
- ③監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間で定期的な意見交換を行う。
- ④監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じ弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑤監査役が、職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」を制定しており、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、コンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を行っております。
- ・当社は、「内部通報規程」を制定しており、社内通報窓口を内部監査室長、社外通報窓口を契約弁護士として、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防ぐための体制を整備しております。当期は内部通報が有り、調査を実施しております。併せて通報者の保護、対象者への対応、周知教育等を実施して適切に対応しております。
- ・当社は、「反社会的勢力への対応規程」を制定しており、反社会的勢力との関係を遮断するために取引先に対して、反社会的勢力の確認を実施しております。また警察等の外部機関と連携を取る体制を整備して運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議等の議事録及び関係資料は、法令及び社内規程に従って保管しており、取締役及び監査役は、必要に応じて記録を閲覧し、又はその写しを入手しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、『リスクマネジメント基本規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を四半期に1回開催してリスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応に関する施策を整備して運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、職務の執行を効率的に行うため、『業務規程』を定めて運用しております。
- ・当社は、経営会議を月に1回開催して、重要案件等について取締役、執行役員及び関連部門長が審議し、適切かつ迅速な意思決定を行っております。

- ・当社は中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具現化するため、毎事業年度の事業計画を策定しております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、上記（4）で定めた中長期の方針に基づき、グループ各社で中期経営計画及び事業計画を策定し、当社の取締役会において承認しております。事業計画の実施状況は、経営会議に報告しております。
- ・当社は、『子会社管理規程』を制定しており、同規程に基づいて、子会社ごとに定められた主管部門が経営管理を実施しております。
- ・当社は、監査役と内部監査部門が連携して、グループ会社の業務監査を実施し、経営会議に報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、職務執行において内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して、監査役の職務の補助を行うことができる体制をとっております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に当該事実に関する事項を速やかに報告する体制をとっております。
- ・監査役は、取締役及び使用人に業務執行に関する報告を求めて、速やかに報告を受けております。
- ・監査役は、内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その内容を確認しております。
- ・監査役は、内部監査部門の長から内部監査の実施状況について適宜報告を受けております。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、経営会議、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、議事録等を確認しております。
- ・ 監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間で、適宜意見交換をしております。
- ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けております。

本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満の端数を切捨て、比率の数値については、四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,200	流動負債	3,176
現金及び預金	5,577	支払手形及び買掛金	1,652
受取手形及び売掛金	2,938	短期借入金	28
電子記録債権	984	1年内返済予定の長期借入金	2
有価証券	1,000	リース債務	18
商品及び製品	146	未払金	441
原材料及び貯蔵品	1,047	未払法人税等	73
仕掛品	1,369	未払費用	551
その他	139	賞与引当金	314
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	13
固定資産	10,533	その他	78
有形固定資産	9,470	固定負債	1,717
建物及び構築物	3,944	リース債務	15
機械装置及び運搬具	2,628	繰延税金負債	2
土地	2,684	役員退職慰労引当金	1
建設仮勘定	7	退職給付に係る負債	1,695
その他	205	その他	2
無形固定資産	101	負 債 合 計	4,893
投資その他の資産	960	純 資 産 の 部	
投資有価証券	294	株主資本	18,644
長期貸付金	13	資本金	164
繰延税金資産	608	利益剰余金	18,609
その他	44	自己株式	△129
貸倒引当金	△0	その他の包括利益累計額	195
		その他有価証券評価差額金	119
		為替換算調整勘定	119
		退職給付に係る調整累計額	△43
資 産 合 計	23,733	純 資 産 合 計	18,840
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,733

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		14,247
売上原価		11,265
売上総利益		2,981
販売費及び一般管理費		2,885
営業利益		96
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	7	
受取賃貸料	24	
補助金収入	5	
雇用調整助成金	179	
その他	9	235
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	23	
その他	4	31
経常利益		300
特別利益		
固定資産売却益	0	
災害保険金の収入	375	
その他	23	399
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1	
減損損失	8	9
税金等調整前当期純利益		690
法人税、住民税及び事業税	263	
法人税等調整額	△42	221
当期純利益		468
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		468

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,784	流動負債	2,919
現金及び預金	4,432	支払手形	112
受取手形	562	買掛金	1,438
電子記録債権	924	リース債務	14
売掛金	2,199	未払金	420
有価証券	1,000	未払費用	511
商品及び製品	103	未払法人税等	51
原材料及び貯蔵品	948	賞与引当金	301
仕掛品	1,288	役員賞与引当金	12
前払費用	59	その他	56
関係会社貸付金	221	固定負債	1,626
その他	44	リース債務	9
貸倒引当金	△0	退職給付引当金	1,613
固定資産	10,685	その他	2
有形固定資産	8,392	負 債 合 計	4,545
建物	3,157	純 資 産 の 部	
構築物	261	株主資本	17,840
機械装置	2,417	資本金	164
車輛運搬具	4	利益剰余金	17,806
工具器具備品	185	利益準備金	41
土地	2,356	その他利益剰余金	17,765
建設仮勘定	7	特別償却準備金	0
無形固定資産	72	別途積立金	13,000
ソフトウェア	61	繰越利益剰余金	4,764
その他	11	自己株式	△129
投資その他の資産	2,221	評価・換算差額等	83
投資有価証券	222	その他有価証券評価差額金	83
関係会社株式	1,273		
関係会社出資金	50		
長期貸付金	13		
繰延税金資産	632		
その他	28		
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	22,469	純 資 産 合 計	17,924
		負債及び純資産合計	22,469

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,763
売上原価		10,259
売上総利益		2,504
販売費及び一般管理費		2,527
営業損失		△22
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	380	
受取賃貸料	24	
補助金収入	1	
雇用調整助成金	161	
その他	9	581
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	13	
その他	2	15
経常利益		543
特別利益		
固定資産売却益	0	
災害保険金収入	375	
その他	23	399
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1	
減損損失	8	9
税引前当期純利益		932
法人税、住民税及び事業税	217	
法人税等調整額	△16	201
当期純利益		731

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

富士ダイス株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	立石 康人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 高揮	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士ダイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

富士ダイス株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 立石 康人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、重点監査項目として内部統制システムの整備運用状況、コンプライアンス・リスクマネジメント体制の整備運用状況、成長戦略の進捗状況、ESG、SDGsへの取り組み状況等を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にWeb会議システムを利用するなどして行い、当初の監査計画をほぼ実行しました。また、子会社については、毎月親会社で開催される子会社業績報告会に出席し、各社取締役や子会社管理部門等から事業及び管理状況の報告を受けるとともに、重要事項について直接子会社に事情聴取を行いました。
- (3) また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (4) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (5) また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

富士ダイス株式会社 監査役会
常勤監査役 宮 川 弘 ㊟
社外監査役 岸 田 一 男 ㊟
社外監査役 大 森 実 ㊟

以上

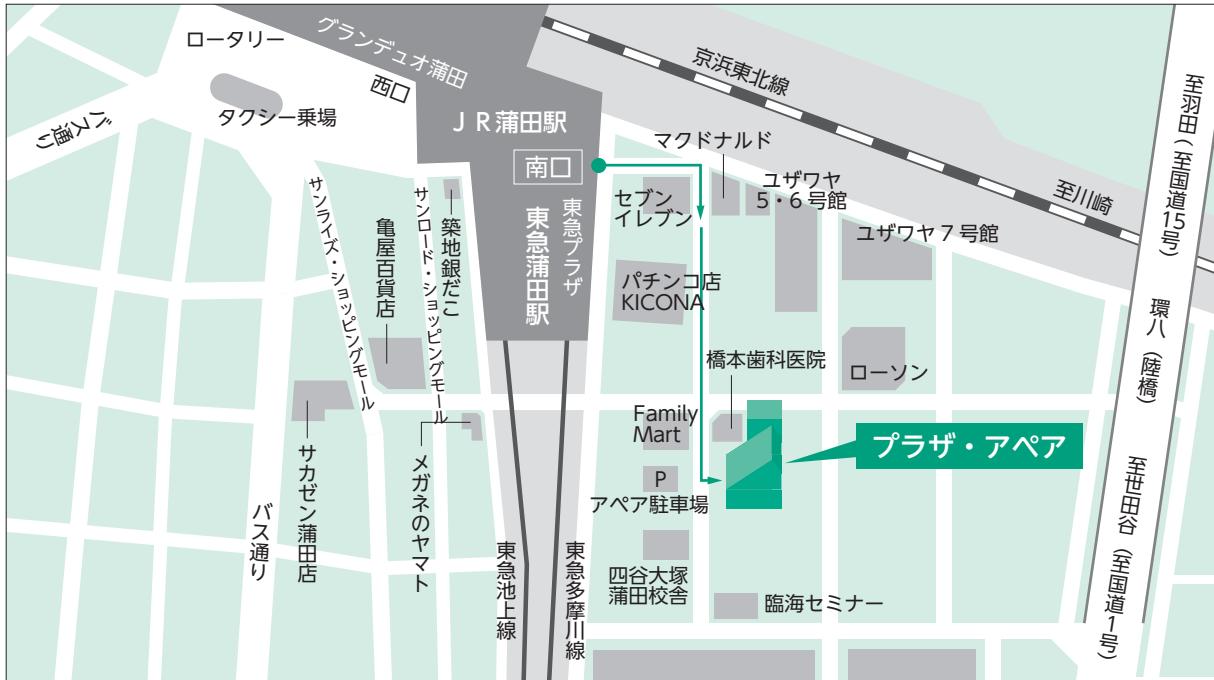
株主総会会場ご案内図

開催
日時

2021年6月23日(水曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催
場所

プラザ・アペア 2階「オロシア」
東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
電話03(3732)4122



交通のご案内

JR京浜東北線・東急多摩川線・東急池上線の蒲田駅 **南口** より**徒歩2分**

※駐車券の配布はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

※当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

FUJILLOY 富士ダイス株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。